

認知症の消費者被害

後見人が契約解消も

(2010年6月15日掲載原稿)

「認知症の人が、テレビショッピングで次々に商品を注文して困っている」「訪問販売で、不要なリフォーム工事契約を次々に結ばされていた」という相談が寄せられています。

認知症など判断能力が衰えた人の被害は本人が気付いておらず、家族やヘルパーなど身近な人が気付かない限り、放置されていることが問題となっています。

認知症や知的障害の人を対象とした消費者被害を抑止するため、特定商取引法では「老人やその他の者の判断能力の不足に乘じ、契約させることは違法、または不適切な行為」としています。

民法では、このような判断能力の不十分な人を救済するために法定後見制度があります。この制度は本人や配偶者、四親等内の親族などが家庭裁判所に法定後見制度の申し立てを行うことによって、申し立てを受けた人の判断能力の程度に応じて補助人、保佐人、後見人が選任されます。

法定後見人などに選任された場合、一定の範囲で契約の取り消し権や代理権、財産管理権が認められます。もし、判断能力の減退した人が相手に言われるままに契約をした場合でも、後見人が本人に代わって契約の取り消しを行うことができます。たとえば、本人の判断能力がなくなっても財産の管理などをしてくれるので安心です。

この制度は判断能力の衰えた人を対象とした制度です。高齢や身体の障害が重いというだけでは利用できませんので、注意してください。